

建設コンサルタント業務等最低制限価格制度の実施について

(お知らせ)

令和 5 年 3 月

長門市企画総務部監理管財課

建設コンサルタント業務等に関する、最低制限価格制度を制定しましたので、その内容を公表します。

最低制限価格制度

(対象業務)

測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）

(対象金額)

予定価格が 1,000 万円以上の建設コンサルタント業務等

(最低制限価格の設定)

(1) 別表第 1 業務区分の欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表最低制限価格基準額の欄に定める額に、次の①から③のとおり切り上げを行った額とします。ただし、その価格が別表第 2 上限額の欄に定める額を超える場合は、当該上限額とし、同表下限額の欄に定める額に満たない場合は、当該下限額とします。また、同表業務区分の欄に掲げる 2 以上の業務を併せて競争入札に付する場合は、それぞれの業務区分毎に最低制限価格基準額を算定し、合算した額を業務全体の最低制限価格基準額とします。

最低制限価格は、次の①から③のとおり切り上げた額とします。

①1,000 万円以上の場合、10 万円未満を切り上げた価格

②100 万円以上 1,000 万円未満の場合、1 万円未満を切り上げた価格

③100 万円未満の場合、千円未満を切り上げた価格

(2) その他、設計金額の全てを見積により算出したものについては、入札額（入札書比較価格を超えるものを除く。）の最低価格申込者から 5 者（入札参加者が 5 者未満の場合は全者）の入札額の相加平均値（千円未満の端数切捨て）に 0.85 を乗じて得た価格（千円未満の端数切捨て）とします。

(落札者の決定)

予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。

なお、最低制限価格を下回る入札をした者を不落札とします。

落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、落札者の決定をくじ引きにより決定します。

(適用年月日)

令和 5 年 4 月 1 日以降の入札公告及び指名通知より適用します。

別表第 1

業務区分	最低制限価格基準額
測量業務	・直接測量費の額 ・測量調査費の額 ・諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額（小数点以下切捨て） 上記の合計額
建築関係建設コンサルタント業務	・直接人件費の額 ・特別経費の額 ・技術料等経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額（小数点以下切捨て） ・諸経費の額に 10 分の 6 を乗じて得た額（小数点以下切捨て） 上記の合計額
土木関係建設コンサルタント業務	・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（小数点以下切捨て） ・一般管理費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額（小数点以下切捨て） 上記の合計額
地質調査業務	・直接調査費の額 ・間接調査費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（小数点以下切捨て） ・解析等調査業務費の額に 10 分の 8 を乗じて得た額（小数点以下切捨て） ・諸経費の額に 10 分の 4.8 を乗じて得た額（小数点以下切捨て） 上記の合計額
補償関係コンサルタント業務	・直接人件費の額 ・直接経費の額 ・その他原価の額に 10 分の 9 を乗じて得た額（小数点以下切捨て） ・一般管理費の額に 10 分の 4.5 を乗じて得た額（小数点以下切捨て） 上記の合計額

別表第 2

業務区分	上 限 額	下 限 額
測量業務	設計金額（税抜き）に 10 分の 8.2 を乗じて得た額 （小数点以下切捨て）	設計金額（税抜き）に 10 分の 6 を乗じて得た額（小数 点以下切捨て）
建築関係建設コンサルタント 業務	設計金額（税抜き）に 10 分の 8 を乗じて得た額（小 数点以下切捨て）	設計金額（税抜き）に 10 分の 6 を乗じて得た額（小数 点以下切捨て）
土木関係建設コンサルタント 業務	設計金額（税抜き）に 10 分の 8 を乗じて得た額（小 数点以下切捨て）	設計金額（税抜き）に 10 分の 6 を乗じて得た額（小数 点以下切捨て）
地質調査業務	設計金額（税抜き）に 10 分の 8.5 を乗じて得た額 （小数点以下切捨て）	設計金額（税抜き）に 3 分の 2 を乗じて得た額（小数点 以下切捨て）
補償関係コンサルタント業務	設計金額（税抜き）に 10 分の 8 を乗じて得た額（小 数点以下切捨て）	設計金額（税抜き）に 10 分の 6 を乗じて得た額（小数 点以下切捨て）

□最低制限価格の算出例

算式により求めた 【最低制限価格基準額】 ※端数調整前		【最低制限価格】 ※4月1日以降に入札公告及び指名通知するもの	
1	100,000,296	100,100,000	算出額1千万円以上
2	10,000,541	10,100,000	※10万円未満切り上げ
3	9,309,300	9,310,000	算出額1百万円以上1千万円未満
4	1,000,494	1,010,000	※1万円未満切り上げ
5	995,379	996,000	算出額1百万円未満 ※1千円未満切り上げ

□設計区分毎の算出例

(1)単体での設計

【例1】 測量業務のみを設計した場合

最低制限価格 = 別表第1により、最低制限価格基準額を算出し切り上げた価格

(2)2以上の業務を併せて設計

【例2】 地質調査業務と解析等調査業務を併せて設計した場合

最低制限価格 = 別表第1（地質調査委託費の直接調査費の額、地質調査委託費の間接調査費の額、解析等調査委託費の解析等調査業務費の額、地質調査委託費の諸経費の額）により、最低制限価格基準額を算出し切り上げた価格

(3)2以上の業務を併せて設計

【例3】 建築関係建設コンサルタント業務と測量業務を併せて設計した場合

最低制限価格 = 別表第1の業務区分毎に最低制限価格基準額を算出し、合算を行い切り上げた価格

(4)その他、設計金額の全てを見積りにより設計

【例4】 見積りにより設計した場合

最低制限価格 = 入札額の最低価格申込者から5者の入札額の相加平均値に0.85を乗じて得た価格

□落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内の価格で、かつ最低制限価格以上の入札をした者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とします。

(2) 最低制限価格を下回る入札は不落札